

県立綾瀬高等学校の施設開放について

綾瀬高校では、学校運営に支障のない範囲で、体育施設を地域住民の身近な活動の場として開放しています。

1 ご利用いただける施設及び開放日

利用施設	利用できる設備	利用種目	利用日	利用時間
体育館	ステージ側半面 (約500㎡)	バスケットボール バドミントン バレーボール 等	月・火・木曜日 (祝祭日を除く)	19:00~21:00
テニスコート	クレーコート1面 (照明設備なし)	硬式テニス ソフトテニス 等	土・日・祝祭日	13:00~17:00

- ※ 長期休業中及び公式試合、文化祭、体育祭等の学校行事や、設備改修等の関係で施設開放を行わないことがあります。
- ※ 施設利用については、管理の都合により利用できない種目があります。
(利用できない種目例：卓球、フットサル、社交ダンス、太鼓 等)
- ※ テニスコートは雨天及びコートコンディション不良の際には利用できません。
- ※ 綾瀬高校の施設を初めて利用する場合、ご不明な点は事務室までお問い合わせください。
電話：0467-76-1400 音声ガイダンス：4

2 ご利用のしかた

(1) ご利用できる方

施設を利用していただけるのは、スポーツ活動を目的とする県内在住又は在勤者の方です。
なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りいたします。

- ① 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- ② 営利を目的とした利用
- ③ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- ④ 申込み内容に反する利用
- ⑤ 当校及び他の県施設の利用にあたり学校の指示に従わない団体等、電気代実費相当分に未納がある団体等及びこれらの団体等の構成員が所属する団体等の利用
- ⑥ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

(2) 利用者登録

- ① 施設の利用申込をする前に、施設利用登録申請書及び利用者名簿を提出してください。
- ② 利用者名簿には、施設を利用する予定の者を全員記載してください。
- ③ 年度が替わった場合には、改めて提出をお願いします。

(3) 申込方法

利用希望日の属する月の前月初日から20日までの間に、施設利用申込書(様式1)により綾瀬高校事務室に申し込んでください。他の利用者との調整後、利用可能であれば施設利用承認書を交付します。

多くの団体の方に本校施設を利用していただきたいので、ご利用を1団体当たり週1回に制限させていただいておりますので、ご了承ください。

承認された後、利用できなくなった場合には、速やかにご連絡ください。事前連絡がなく利用しない場合には、次回以降の利用承認は取り消させていただきます。

承認書を交付した後も、学校行事や天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

3 保険の加入

利用者の皆様には、万が一の怪我や事故に備えて、保険の加入をお勧めしています。

利用申込みの際に傷害保険の加入の有無を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。(5人以上のグループでご利用の場合には、「スポーツ安全保険」(1年間有効)に加入できます。)

4 ご利用する際の注意

代表者の方は、次の事項を遵守し、責任を持って適切に施設管理を行ってください。

- (1) ボールやラケット等の道具の貸出しは行っていません。必要な道具は、各自で持参してください。
- (2) 体育館の床にラインテープでラインを引く、テニスコートにラインカー(石灰)を使用する等、現状を変更することはお止めください。
- (3) 支柱やネット等の備品を使用したい場合には、学校運営に支障のない範囲で貸出しを行いますので、事前にご相談ください。
- (4) 体育館利用の場合、19:00までに事務室に施設利用承認書を提示し、体育館の鍵を受け取ってください。

テニスコート利用の場合、13:00までに事務室に施設利用承認書を提示してください。

- (5) 体育館内は土足禁止です。必ず体育館専用シューズを使用してください。
- (6) 体育館での飲食は厳禁です。屋外での飲食は可能です。ゴミは必ず持ち帰ってください。
- (7) 学校の敷地内は全面禁煙です。守られなかった場合は、次からの利用をお断りします。
- (8) 体育館利用の場合、トイレは隣の柔剣道場1階トイレを使用してください。
テニスコート利用の場合、トイレは施設開放用屋外トイレを使用してください。
- (9) 利用を承認された施設以外の施設の立ち入り、備品等の無断使用は固くお断りいたします。
- (10) 部活動等の妨げになるような行為をしないでください。
- (11) 施設開放利用中の怪我、事故等、緊急時については、各自対応していただいております。
事故のないよう安全に配慮し、責任を持って活動してください。
- (12) 開放施設利用中に異常な状態に気付いたときには速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合、その他必要と考えられる場合には、事務室若しくは警備会社(セコム神奈川本部海老名支所:046-234-7084(お客様コード

820911をお伝えください))に連絡をしてください。

- (13) 施設や設備・物品等を破損もしくは滅失したときには、速やかに『施設・設備破損届』により学校に報告してください。その場合は、利用者の責任で現状復旧を行っていただきます。修繕や修理等で費用が掛かった場合には、実費分を弁償いただきます。
- (14) その他学校から指示がある場合には、その指示に従ってください。

5 ご利用が終わったら

- (1) 利用時間内に、準備・後片付け、清掃等をすべて完了し、21:00までに退出してください。
- (2) 体育館は備え付けのモップで清掃してください。
テニスコートはコートブラシをかけてください。
- (3) 体育館の消灯・施錠をし、鍵及び記入済みの『施設利用日誌』を正面玄関のポストに入れてください。鍵は、他の利用者も使用しますので、忘れずに返却をお願いします。
- (4) 正門は、19:30（土日祝祭日は19:00）に閉門します。門扉を開けて退出後、元通りに門扉を閉じ、チェーンを巻いて南京錠で施錠してください。

6 照明設備の電気代実費相当分について

- (1) 体育館を使用する場合には、照明設備の電気代として、実費相当分を負担していただきます。2時間利用につき 440円（うち消費税相当分40円）
- (2) その月の利用分をとりまとめ、翌月初めに納入通知書を発行します。神奈川県公金取扱店の横浜銀行ほかの金融機関本支店で、指定期日までに納付してください。
なお、指定期日までに納付がない場合には、次回以降の施設利用をお断りさせていただきますのでご了承ください。